

「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」の通称名（愛称名）を設けることについて（実施方法の検討）

令和3年1月に施行された「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」については、昨年度の協議会において「題名が長くて覚えられない」、「この条例を多くの人に知っていただくために、覚えやすい通称名などをつけられないか」などのご意見をいただいていたところです。施行後も同様のご意見を頂戴しており、条例のより一層の周知を図るため、通称名（愛称名）を設けることとします。

◆実施方法の検討

案) 公募方式とする

市民、在勤者を対象に通称名の募集を行い、本協議会を選考委員会として選考していただく。

◎スケジュール（案）

市民、在勤者を対象に公募	9月中旬～10月中旬 ※広報9月号、ホームページ等掲載 郵送、FAX または電子メールによる方法にて応募
選考委員会にて選考・決定	11月上旬 本協議会を選考委員会として選考していただきます。 （選考委員会には市長出席） * 事前に各委員より公募作品から上位3作品（1位5点、2位3点、3位1点）を選んでいただき、得点の高い上位5作品について協議会にて最終選考・決定 * 作品については、「一部修正可能性あり」と条件を付記しておく。
公表・表彰	11月下旬 * 市制施行80周年記念事業開催予定 ・障がい事業実施予定、当該事業に併せて公表、応募者に対しては表彰 * 12月広報掲載（障害者週間に併せて毎年特集記事を掲載）

ほか、①本協議会で決定 ②本協議会にて5候補を挙げ、投票制にて決定 など